

## 事業群評価調書(平成28年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	環境部廃棄物対策課
施策名	(6) 低炭素・循環型社会づくりの推進	課(室)長名	重野 哲
事業群名	④ 廃棄物の4Rと適正処理の推進	事業群関係課(室)	農産園芸課

### 1. 計画等概要

#### 【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)】

##### 《長崎県総合計画チャレンジ2020 本文》

環境への負荷を低減し、ゴミのない資源循環型の社会づくりを目指すため、4R(ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用)を推進するとともに、廃棄物の適正処理の指導や監視による不法投棄等の防止を図る取組を進めます。

事業群指標	最終目標(H32)	基準値(H25)	実績(H27)	達成率	【進捗状況の分析】
一般廃棄物のリサイクル率	21.0%	16.0%	16.1% (速報値)	—	県民・事業者・行政等から構成される「ながさき環境県民会議」を中心に、各主体による廃棄物の減量化と再生利用を促進するための取組を実施しているが、平成26年度における一般廃棄物のリサイクル率は15.8%と全国の20.6%より依然として低い状況にあり、特に紙類のリサイクル率が、県の6.0%に比べて全国が9.6%と格差が大きい。平成27年度における一般廃棄物のリサイクル率は、速報値で16.1%となっている。
事業群の進捗状況					

#### 【事業群取組内容(総合計画に掲げる取組)の分析】

##### 《取組項目及び現状と課題》

###### i) ゴミゼロ県民運動の展開とリサイクルの促進

###### (4R・ゴミゼロ推進事業)

・ながさき環境県民会議が策定した「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、マイバッグキャンペーンや生ごみ減量化活動などの取組を実施した。また、先進的な取組を広く周知し、県民の意識の高揚を図るため、ながさき環境県民会議表彰を実施した。  
平成26年度における県の一般廃棄物の再生利用率は15.8%と全国値の20.6%と比較して低く、品目ごとに全国値と比較すると、特に紙類について、県の6.0%に比べて全国値が9.6%とその差が大きい。また、1人1日あたりのごみ排出量については955g/日・人と全国平均の947g/日・人と比較して高い水準にあるため、廃棄物の減量化と再生利用を促進するための取組が必要である。

###### (一般廃棄物処理施設監視指導費)

・県内の一般廃棄物処理施設に対する監視指導を実施し、廃棄物の適正な処理に必要な一般廃棄物処理施設の維持管理が適切に行われている。(平成27年度において、県内のごみ焼却施設等(69施設)で適正に管理されていた。)

###### (清掃施設指導監督費)

・県内7市の9事業で循環型社会形成推進交付金を活用し、資源循環型社会の体制づくりに必要な廃棄物処理施設の整備が順調に進められている。

###### ii) 優良産業廃棄物処理業者の育成並びに排出事業者及び産業廃棄物処理業者への適正処理の指導

###### (産業廃棄物審査・監視指導事業)

・「立入検査マニュアル」に基づき、産業廃棄物処理業者への計画的かつ実効性のある立入検査を実施している。重篤な違反はなくなったが、軽微な違反がいまだに見られる。(平成27年度立入検査件数5,136件、指導件数290件)

・産業廃棄物の適正処理推進には、優良な廃棄物処理業者の育成に加え、廃棄物排出事業者の育成も重要で、平成27年度は優良処理業者認定制度研修会を2回(参加者:57人)、処理業者研修会を8回(参加者:271人)、排出事業者研修会を3回(参加者:291人)開催した。

・産業廃棄物安定型埋立処分場の残余量は6.8年分となっているが、平成14年を最後に新たな設置許可がなされた施設はない。

###### (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業)

・PCB特別措置法に基づきPCB廃棄物の適正な保管と処理を進める必要があり、PCB廃棄物の保管事業者(94者)に対して、立入調査を実施し、適正な保管状況であることを確認し、併せて今後の処理に係る指導を実施した。

###### (園芸用廃プラスチック総合対策費)

・県段階と県下15地区に地域協議会を設置し、健全な園芸産地の発展と環境保全のため園芸用廃プラスチックの適正処理についてチラシの作成・配布などによる啓発推進を行っている。また、園芸用廃プラスチックの適正処理推進のために必要な排出された廃プラスチックを計量する計量機器の整備に対し助成した。排出量に対する回収量の割合である回収率は平成27年度97%となっている。



取組項目 ii	園芸用廃プラスチック総合対策費	-H30	2,471	487	806	農業者、地域協議会	県及び地域園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会と連携し、適正処理の啓発活動を行うとともに、計量機器の整備を支援し、回収処理体制の改善を図った。	活動指標	地域協議会での啓発活動回数	3	3	100%	県及び地域協議会による啓発活動を実施するとともに、園芸用廃プラスチックの適正処理に必要な計量機器を地域協議会などに整備するなどにより、適正処理を推進し目標を達成した。	
	農産園芸課		2,698	298	806			成果指標	園芸用廃プラスチックの回収率(%)	90	97	107%		
取組項目 iii	廃棄物不適正処理対策事業	-H32	61,467	25,203	29,311	廃棄物排出事業者、政令市、県民	・市町、関係機関、団体と協働し、不法投棄監視/パトロールを実施している。 ・不法投棄ホットラインを開設し、県内の不適正処理情報に対応している。 ・政令市が実施する産業廃棄物の適正処理推進のための監視事業に対する補助を行っている。	活動指標	巡回/パトロール実施回数(回)	1,900	2,456	129%		産業廃棄物適正処理推進指導員を中心に市町や警察、海上保安庁、関連団体等と協働し、定期的な不法投棄の監視を実施することにより、不法投棄の未然防止、早期発見につながっている。
	廃棄物対策課		61,748	25,754	29,344			成果指標	現年度分の不法投棄撤去率(%)	—	79	—		

### 3. 検証及び問題点の抽出

#### 【課題解決に向けて取り組んだ事務事業の実績の検証】

##### i) ゴミゼロ県民運動の展開とリサイクルの促進

###### (4R・ゴミゼロ推進事業)

- ・ながさき環境県民会議の各構成員による実践活動について評価等を行うとともに、最優秀団体1団体、優秀団体1団体、優良団体2団体を表彰し、県民の意識の高揚に寄与したが、ゴミゼロながさき実践計画における紙類の資源化に関する取組内容のいっそうの浸透を図る必要がある。
- ・生ごみ減量化リーダーによる、学校や自治会での講習会の取組(H27 1,470回開催、参加者23,427人)は徐々に拡大しているが、本県のごみ排出量は全国平均より高い水準にある。平成28年1月には廃棄物処理法の基本方針に、食品の食べ切り・使い切り等食品ロス、食品廃棄物の削減の項目が追加されたほか、ごみの減量化に向けた九州の協議会においても食品ロス削減への問題意識が共有化されており、今後はさらなる廃棄物減量化のため、飲食業界・小売業界等を巻き込んだ食品ロス削減のための取組が必要である。
- ・長崎県保健環境連合会の組織及び事業のあり方について、各市町保健環境連合会へアンケートを実施し、集約した結果を基に効果的・効率的な事業実施に向けて検討を行う。

###### (一般廃棄物処理施設監視指導費)

- ・一般廃棄物処理施設の維持管理に対する監視指導を適切に実施することで、資源循環型社会づくりに必要な一般廃棄物の適正な処理に寄与している。

###### (清掃施設指導監督費)

- ・循環型社会形成推進交付金の活用により、市町等による資源循環型の社会づくりのための一般廃棄物処理施設の円滑な整備に寄与している。

##### ii) 優良産業廃棄物処理業者の育成並びに排出事業者及び産業廃棄物処理業者への適正処理の指導

###### (産業廃棄物審査・監視指導事業)

- ・立入検査マニュアルに基づく効率的で統一的な立入検査により、事業者の不適正処理は減少したが、継続的に指導が必要な事業者が存在する。県内の産業廃棄物処理業者を優良な処理業者に育成することに加え、排出事業者による不適正処理を防止することが重要である。
- ・県内の産業廃棄物安定型最終処分場の残余年数は6.8年と逼迫しており、新たな処分場の建設が課題となっているが、一部の悪質業者への不信感やイメージにより、地域住民との合意形成は容易ではなく、平成14年以降新たな施設の設置には至っていない。地域住民との対話や情報公開を進め、地域住民に信頼される優良な事業者の育成により、業界の信頼性を高めることが必要である。

###### (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業)

- ・PCB保管事業者へ立入検査を実施するなどの指導により、事業者による適正保管については目標を達成することが出来ており、今後は国によって定められている処理期限内に、適切な処分を促すよう指導を徹底していく必要がある。

###### (園芸用廃プラスチック総合対策費)

- ・県協議会では、地域協議会に対し園芸用廃プラスチック適正処理の啓発活動のほかに廃棄物処理業者の情報提供や研修会の実施などを行ってきた。これにより、園芸用廃プラスチックの適正処理に対する意識の向上から回収率は上昇(H13 66% → H20 89% → H27 97%)しており、県協議会活動の見直しを行う必要がある。

iii) 監視/パトロールによる不適正処理の指導及び不法投棄の未然防止と早期発見

(廃棄物不適正処理対策事業)

・行政と業界・警察等の関係機関が連携して事業に取り組んでいることで、少ない費用や業務量で効果的に、県民や事業者へ廃棄物の適正処理意識は浸透していると考えられるが、不法投棄及び産業廃棄物の不適正処理は依然として根絶には至っていない。県民からは、なお厳しい目が向けられており、県の監視体制の強化が強く求められている。  
 ・不法投棄については、市町や警察等と協力し可能な限り排出者をつきとめ撤去させているが、最近では、巧妙化した悪質な不法投棄も見られ、原因者が不明で責任者の追及ができない場合もある。土地所有者や市町で撤去しているが、未撤去のまま現在も放置されている箇所がある。



4. 29年度実施に向けた方向性

【問題点解決に向けた方向性】	【個別事務事業の見直し】			見直し区分
	事務事業名	事業構築の視点	見直しの方向	
i) ゴミゼロ県民運動の展開とリサイクルの促進 (4R・ゴミゼロ推進事業) ・事業系・家庭系ごみの減量化や再生利用等を一層推進するため、市町等と連携しながら、今後も本事業に継続して取り組む。 (H28の取組内容) ・紙類リサイクルの推進に向け、民間によるリサイクルの状況を把握し、実態に応じた効果的な取組を市町と協議を実施していく。 ・九州各県と連携して、適量プラン・小盛メニューの導入、持ち帰り希望者への対応などに取り組む協力店を募集し、ポスターやステッカーなどの資材を用いた食べきり啓発キャンペーンを実施する。 ・長崎県保健環境連合会が実施する「美しいふるさと推進大会」において、記念品やアトラクションなどを廃止し、基調講演・事例発表などにおける意見交換の時間を確保するとともに、経費の削減を図る。	4R・ゴミゼロ推進事業	②、⑤、⑥	・紙類リサイクルの推進に向け、市町との協議を踏まえた取組を実施していく。 ・食べきり啓発キャンペーンの啓発資材のブラッシュアップや効果的な実施に向けたアンケートを実施するなどさらなる取組の拡大を図る。 ・長崎県保健環境連合会の内部組織である保健所地区協議会の廃止を検討するなど、組織のスリム化と事務の効率化を図る。	拡充
(一般廃棄物処理施設監視指導費) ・一般廃棄物の適切かつ円滑な処理のためには、処理施設の指導監視が重要であり、今後も本事業を継続していく必要がある。	一般廃棄物処理施設監視指導費	—	・資源循環型の社会づくりにおいて、一般廃棄物を適正に処理するための廃棄物処理施設の適切な維持管理が不可欠であり、引き続き処理施設の監視指導を実施していく。	現状維持
(清掃施設指導監督費) ・国の循環型社会形成推進交付金事業を活用し、市町等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対する支援を継続していく。	清掃施設指導監督費	—	・資源循環型の社会づくりの体制整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金を引き続き活用し、老朽化した廃棄物処理施設の適正な更新等を支援していく。	現状維持

<p>ii) 優良産業廃棄物処理業者の育成並びに排出事業者及び産業廃棄物処理業者への適正処理の指導  (産業廃棄物審査・監視指導事業)  ・立入検査マニュアルに基づく効率的で統一的な立入検査を実施しており、事業者の不適正処理は減少している。さらに適正処理を進めるため、業界団体や関連機関と協力して研修会を開催するなど、地域から信頼される優良な産廃処理業者の育成を行う。  (H28の取組内容)  ・産業廃棄物処理業者の資質向上につなげるため、業界団体や関連機関と協力して研修会を開催した。</p>	<p>産業廃棄物審査・監視指導事業</p>	<p>⑥、⑦</p>	<p>・一般社団法人長崎県産業廃棄物協会等と一層連携し、県内の産業廃棄物処理業者の資質向上の取組みを強化するとともに、排出事業者に対する適正処理の周知徹底を図る。  ・産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処分量の許可については、住民の理解を得ることが最大の課題となっており、地域に信頼される優良な処理業者へ誘導するためのインセンティブについて検討する。</p>	<p>拡充</p>
<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業)  ・処理期限内に適切な処理を実施するため、平成28年5月のPCB特別措置法の改正等を踏まえながら、今後の指導を実施していく。  (H28の取組内容)  ・PCB廃棄物の適正保管と処理を図るため、保管事業者に対する立入調査等の指導を実施した。</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業</p>	<p>⑩</p>	<p>・都道府県の指導権限の強化等を内容とするPCB特措法の改正や国の処理基本計画の改訂を踏まえて県の処理計画を改訂し、これに基づき適正処理を促進するための指導を実施していく。</p>	<p>改善</p>
<p>(園芸用廃プラスチック総合対策費)  ・平成28年度から県協議会が実施していた地区別協議会や廃棄物修理業者の視察を実施していた現地研修会は現状の回収率から判断して廃止を検討し、事業の効率化を図りながら地域協議会総会などに出席し農業用廃プラスチックの回収の啓発活動を継続していく。</p>	<p>園芸用廃プラスチック総合対策費</p>	<p>②</p>	<p>・園芸用廃プラスチックは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処理する必要があり、啓発活動などを通じ適正処理を継続していく必要がある。農業用廃プラスチックの回収時に使用する計量機器の整備を平成26年度よりをすすめてきたが、地域協議会などと協議し新たに必要な支援内容がないか検討していく。</p>	<p>改善</p>
<p>iii) 監視・パトロールによる不適正処理の指導及び不法投棄の未然防止と早期発見  (廃棄物不適正処理対策事業)  ・行政と関係機関・団体等が連携して事業に取り組んでいることで少ない費用や業務量で効果的に、県民や事業者へ廃棄物の適正処理意識は浸透していると考えられるが、不法投棄及び産業廃棄物の不適正処理の根絶には至っていないため、引き続き監視パトロールを実施する。  (H28の取組内容)  ・県産業廃棄物協会等の関係団体や警察・海上保安庁などと連携して陸域、海域、空域から不法投棄パトロールを実施した。</p>	<p>廃棄物不適正処理対策事業</p>	<p>-</p>	<p>・定期的な立入検査により廃棄物の不適正処理を未然防止するとともに、不法投棄等監視パトロールにより不法投棄等のないきれいな県土づくりを目指す。</p>	<p>現状維持</p>